

## 1 公表の目的

当院では医療における安全管理体制の充実に向け、様々な取り組みを実施するよう努力している。医療事故等の未然防止や再発防止を図り、さらなる医療の安全性を追求すると共に、当院の医療の透明性を高めることが市民との信頼関係構築に資すると考える。

平成 27 年 10 月から実施された医療事故調査制度も医療者側と国民の信頼を構築するために行われているもので、当院もその制度を十分に理解し法律を遵守し、可能な限り情報を公開するように努める。

## 2 公表の基準

医療事故調査制度に則った事案（医療法 第 6 条の 10 病院、診療所又は助産所（以下この章において「病院等」という）の管理者は、医療事故（当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、または起因すると疑われた死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの）をして厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他、厚生労働省令で定める事項を医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。）及び、重大なアクシデントについて院内の医療事故等対策委員会で検討する。

医療事故の判断が行われた場合には、医療事故調査・支援センターへの報告が行われるが、重大なアクシデントであった場合には院内で再発予防を検討するとともに、家族の希望を勘案し公表を判断する。

## 3 公表の判断

過失の有無、公表の内容については、病院内の医療事故調査委員会、医療事故等対策委員会、医療安全対策委員会等の意見を踏まえ、病院長が決定する。

公表をする場合は、松戸保健所及び、千葉県医療整備課及び千葉県医師会に連絡する。